## 公益社団法人 静岡県茶業会議所 御中

(申請者)

住 所

氏 名

印

# 「茶飲み富士」マーク使用許可申請書

このことについて、裏面の規定に従い、下記により「茶飲み富士」マークを使用したい ので承認願います。

記

1	使用目的	
2	使用方法	
3	使用物件	
4	使用期間	
5	使用数量	
6	販売金額	

※参考資料がある場合は添付すること

### 「茶飲み富士」マーク使用規定

平成 30 年 9 月

#### 1 申請書の提出

「茶飲み富士」マークを使用した者は、公益社団法人静岡県茶業会議所あて に許可申請書を提出するものとする。

## 2 許可の制限

次の場合は転載を許可しない。

- (1)「本会の設立目的」に照らして、使用物件等を本会が不適切と判断した場合。
- (2) 法令、条約に反する商品の販売に使用する場合。

#### 3 使用物件の提出

使用者は、完成した使用物件を本会に1部提出すること。ただし、使用先が 看板、パネル等の場合は、その写真を提出することで代用できる。